

(利用者向け) 特別徴収税目における eLTAX利用者IDの取得について

■ 概要

- eLTAXにおいては1法人 1eLTAX利用者IDの取得を原則としています。
- 一方、電子申告義務化に伴い、eLTAXの利用を検討している企業等から、給報提出/特徴税額通知送付/納税などの運用の都合上、事業所(給与支払者)単位で利用者IDを取得したいとの問い合わせが寄せられています。
- 分析の結果、現在のeLTAXの仕組みでは、1法人1IDだとかえって運用が難しくなる場合もあることが分かりました。

このような点をふまえて、個人住民税(特別徴収)において1法人が複数IDを取得することを容認することといたしました。別紙仕様にて、例外的なケースとして1法人が複数IDを取得した場合の運用イメージを例示しますので、利用者の皆様においては、本資料を参考に自社での対応をご検討ください。なお、本件は、1法人が1特別徴収義務者とならない税目に限り、複数IDを取得することを容認するもので、1法人が複数IDを取得することを推奨するものではありませんので、ご了承ください。

複数IDを取得する際は、本店と区別できるようにするため、名称は「A社事業所G」のように入力し、住所は各事業所の所在地としてください。

1法人1利用者ID のイメージ

A社

利用者ID : J

給与支払者F(本社F)

N市の
指定番号:11



N市在住の Sさん

O市の
指定番号:21



O市在住の Tさん

給与支払者G (G工場)

P市の
指定番号:32



P市在住の Uさん

N市の
指定番号:12



N市在住の Vさん

給与支払者H (H支店)

O市の
指定番号:23



O市在住の Wさん

P市の
指定番号:33



P市在住の Xさん

eLTAXでは原則として、1法人が
ただ1つの利用者IDを利用する
こととしています。

例外的に、給与支払者毎に
利用者IDを取得することを
容認します。

1法人複数利用者ID のイメージ

A社

利用者ID : K

給与支払者F(本社F)

N市の
指定番号:11



N市在住の Sさん

O市の
指定番号:21



O市在住の Tさん

給与支払者G (G工場)

P市の
指定番号:32



P市在住の Uさん

N市の
指定番号:12



N市在住の Vさん

給与支払者H (H支店)

O市の
指定番号:23



O市在住の Wさん

P市の
指定番号:33



P市在住の Xさん

利用者ID : L

利用者ID : M

(利用者向け) 特別徴収税目における eLTAX利用者IDの取得について

■ 運用イメージ (例)

1. 給与支払報告書(給報)データの提出

- (1) 1 法人 1 利用者IDの場合
- (2) 1 法人複数利用者IDの場合

2. 特別徴収税額通知(特徴税通)の受け取り

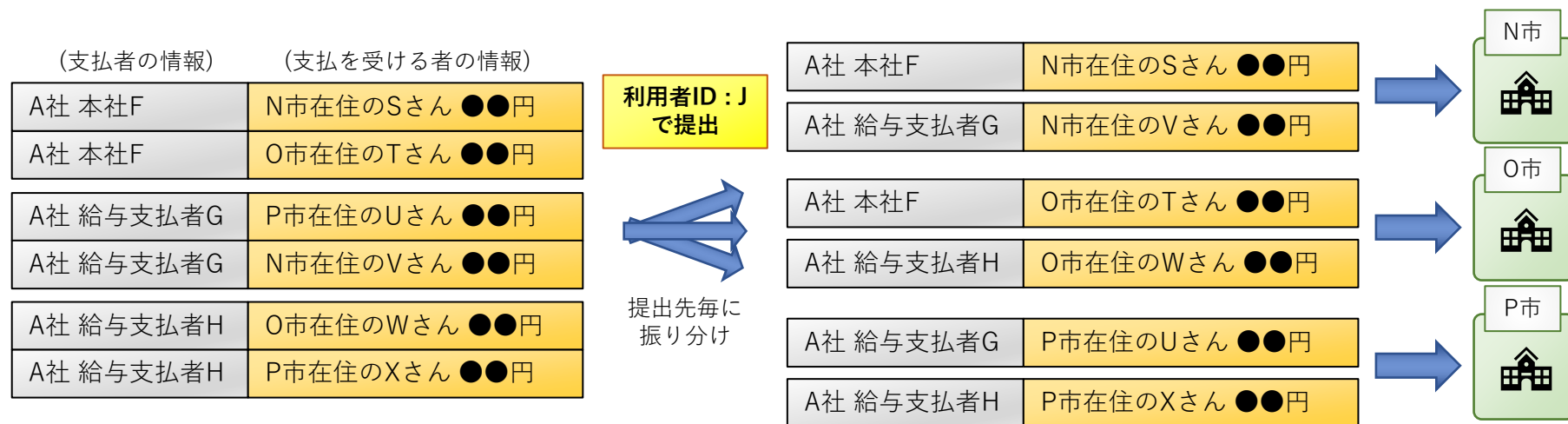
- (1) 全社員分の給報データを1つの利用者IDで提出していた場合
- (2) 給与支払者毎の利用者IDで給報データを提出していた場合

1. 給与支払報告書(給報)データの提出

利用者IDの取得のしかたに応じて、データの作成単位等が変わります。
典型的な例を以下に示します。

(1) 1法人1利用者IDの場合

1つの利用者IDで、事業所の数だけ、複数回に分けてデータを提出します。



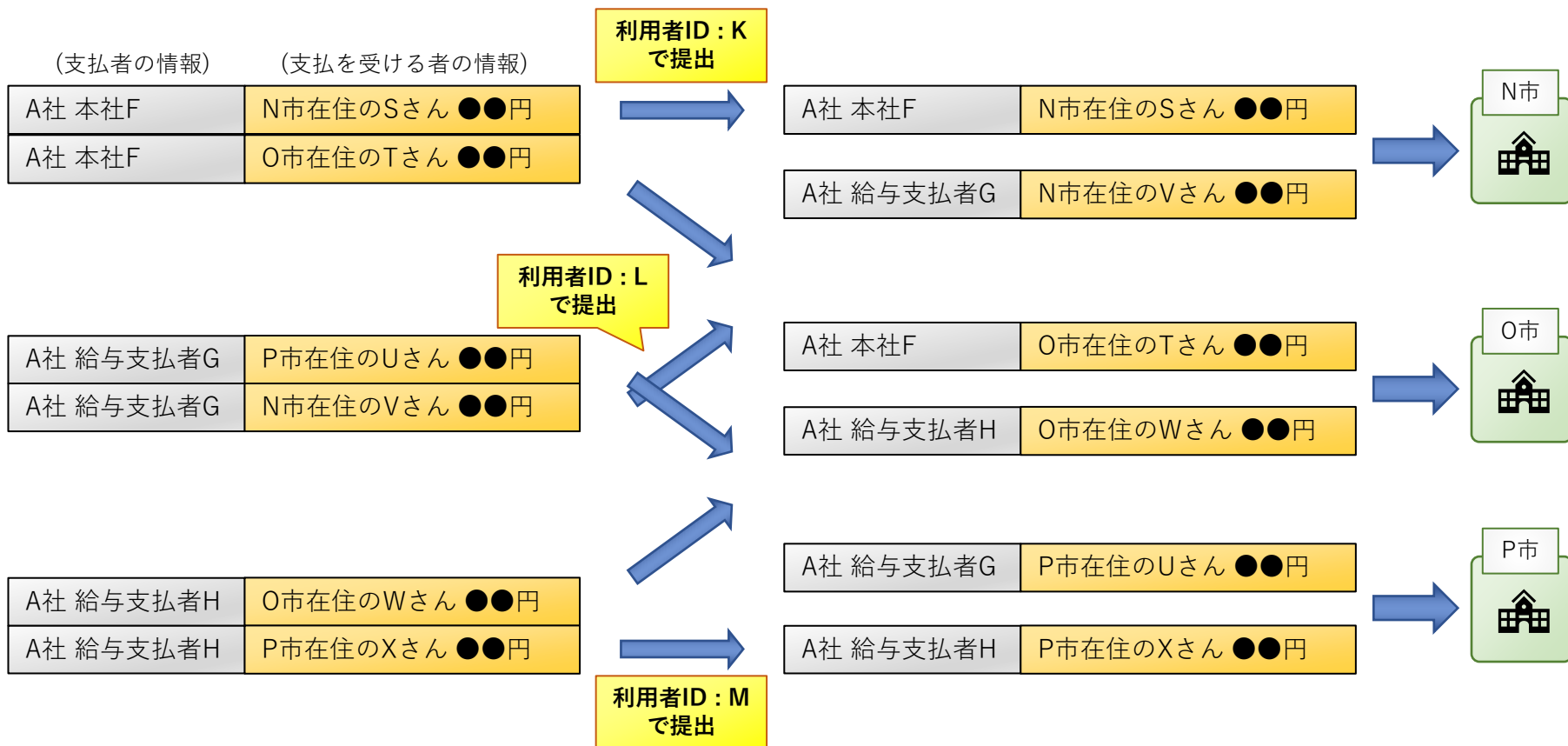
ご留意いただきたい事項

- 複数事業所のデータを、一回の操作で提出することはできません(指定番号が異なるため、エラーとなります)。事業所の数だけ、複数回に分けて提出する必要があります。
- 作成区分は、最初のデータは「新規」で、それ以降は「追加」で作成してください。(「修正」で作成すると、先に作成した別の事業所のデータに対する修正とみなされ、正しく受け付けられないおそれがあります)
- 特別徴収税額通知(特徴税通)は、電子データの場合、利用者ID: J宛に送付されます。通知先e-Mailアドレスは、(団体の運用にもよりますが)一連の送付の間は同じものを使用してください。また、保護番号は、全て同一となります。

1. 給与支払報告書(給報)データの提出

(1) 1法人複数利用者IDの場合

各給与支払者のIDで、給与支払者毎に、所属する従業員のデータを提出します。



ご留意いただきたい事項

- 特別徴収税額通知(特徴税通)は、それぞれの給与支払者の利用者ID宛に送付されます。
- 納税についても原則として、各給与支払者で行うことになります。
- なお、団体によっては取り扱いが異なる場合があります。

2. 特別徴収税額通知(特徴税通)の受け取り

特徴税通がどの単位(本店/給与支払者)/どの方法(電子データ/書面)で届くかは、住民税を賦課する地方団体の運用により異なります。給報を提出する際に「1つの利用者IDで全社員分を送信したか/給与支払者毎の利用者IDで送信したか」等も、特徴税通の送付のされ方に影響する場合があります。以下に典型的な例を示します。

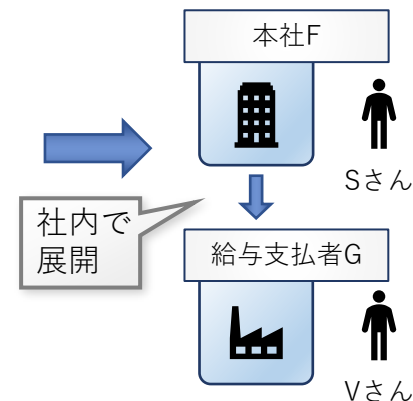
(1) 全社員分の給報データを1つの利用者IDで提出していた場合

地方団体は「この法人は本店等で全社員分の情報を一括して管理している」と考えるため、特徴税通データも、この本店等の利用者ID宛に送信することが考えられます。

(上記想定に基づき、N市が作成するデータの例)

給報提出で使用了
利用者ID宛に届きます

発行元情報	利用者ID: J			
総括表情報	本社Fの所在地・名称	A社の名称		
個人別明細情報	指定番号: 11	Sさんの受給者番号	Sさんの住所・氏名	税額 ●●円
発行元情報	利用者ID: J			
総括表情報	給与支払者Gの所在地・名称	A社の名称		
個人別明細情報	指定番号: 12	Vさんの受給者番号	Vさんの住所・氏名	税額 ●●円



ご留意いただきたい事項

- 全給与支払者分の特徴税通データが、1つの利用者ID宛に届きます。(書面での通知の扱いは地方団体にお問い合わせください。)
- 個々の給与支払者へ特徴税通データを展開する場合は、社内で振り分けることになります。
- なお、団体によっては、給与支払者毎に取得した利用者IDで給報データを提出した場合でも特徴税通データは本店に纏めて送信されるなど、取り扱いが異なる場合があります。

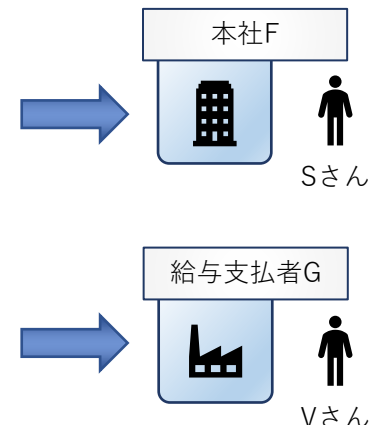
2. 特別徴収税額通知(特徴税通)の受け取り

(2) 給与支払者毎の利用者IDで給報データを提出していた場合

地方団体は「この法人は従業員の情報を給与支払者毎に管理している」と考えるため、特徴税通を電子的に送付する際、各給与支払者の利用者ID宛に送信することが考えられます。

(上記想定に基づき、N市が作成する例)

発行元情報	利用者ID: K			
総括表情報	本社Fの所在地・名称		A社の名称	
個人別明細情報	指定番号: 11	Sさんの受給者番号	Sさんの住所・氏名	税額 ●●円
発行元情報	利用者ID: L			
総括表情報	給与支払者Gの所在地・名称		A社の名称	
個人別明細情報	指定番号: 12	Vさんの受給者番号	Vさんの住所・氏名	税額 ●●円



ご留意いただきたい事項

- 税額通知が、各給与支払者へそれぞれ届きます。もし本社等で一括して管理したい場合は、各給与支払者から何らかの方法で送付するなどしてください。
- なお、団体によっては取り扱いが異なる場合があります。